

道路及び公共用水路占用許可申請について

提出

○道路占用許可申請について

交通規制を伴う場合

1. 提出部数 **3部 (正1部、副2部)**
2. 添付書類
 - ①図面…位置図、平面図、断面図、構造図 (位置図を除きすべて実測図とすること)
 - ②誓約書及び自治会長の交通規制に関する意見書
 - ③減免申請書 (横断的な排水管布設の場合、グレーチングを布設する場合等)
 - ④地下埋設物協議書…生駒市水道局、生駒市下水道課、大阪ガス、関西電力、NTT 西日本、奈良県営水道 (場所に応じて必要)
 - ⑤下水道法 16 条による排水管布設の場合は、下水道課の承認書の写しを添付。
 - ⑥申請人に係る利害関係人があるときは同意書及び承諾書が必要になります。
 - ⑦交通安全対策図

交通規制を伴わない場合

1. 提出部数 **2部 (正1部、副1部)**
2. 添付書類
 - ①図面…位置図、平面図、断面図、構造図 (位置図を除きすべて実測図とすること)
 - ②誓約書・減免申請書 (グレーチングを布設する場合等)
 - ③申請人に係る利害関係人があるときは同意書及び承諾書が必要となります。

○公共用水路占用許可申請について

1. 提出部数 **2部 (正1部、副1部)**
2. 添付書類
 - ①図面…位置図、平面図、断面図、構造図 (位置図を除きすべて実測図とすること)
 - ②水利組合の同意書
 - ③減免申請書 (横断的な排水管布設の場合、グレーチングを布設する場合等)
 - ④申請人に係る利害関係人があるときは同意書及び承諾書が必要になります。

審査

図面、添付書類の矛盾がないか、現地確認の上申請内容について審査します。

通知

申請から約 2, 3 週間 (図面の差し替えや不備がない場合) で、審査の結果を市役所管理課より通知します。

受取

許可の場合、**印鑑** (認め印可) を持って市役所管理課まで受け取りに来てください。また、交通規制を伴う場合は、工事着工までに**生駒警察署の道路使用許可**を得てください。

着工・竣工

工事着工前と工事竣工後に、届書を提出してください。また、工事竣工届書には、許可書の写し、位置図、写真 (着工前、施工中、竣工後) を添付してください。尚、復旧跡の沈下等は、工事竣工届の提出日から 1 年間、申請者の管理責任となりますのでご注意ください。

※ 占用料がかかる場合があります。詳細について協議が必要な場合がありますので、申請前に必ず事前に窓口へ来てください。